航空身体検査に関する訓令を次のように定める。 昭和33年1月6日

防衛庁長官 津 島 寿 一

航空身体検査に関する訓令

改正 昭和46年6月23日庁訓第29号 昭和54年4月16日庁訓第24号 昭和54年6月22日庁訓第29号 昭和57年11月30日庁訓第27号 昭和59年6月30日庁訓第37号 平成5年4月13日庁訓第38号 平成11年3月31日庁訓第25号 平成14年4月5日庁訓第46号 平成16年8月13日庁訓第67号 平成18年7月28日庁訓第83号 平成19年1月5日庁訓第1号 平成20年8月28日省訓第46号 平成23年3月24日省訓第6号 平成24年3月29日省訓第12号 平成26年1月24日省訓第1号 平成28年3月28日省訓令15号 令和4年3月15日省訓令9号 令和4年3月29日省訓令34号

(目的)

第1条 この訓令は、航空身体検査の種類、合格基準、実施等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- **第2条** この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める とおりとする。
 - (1) 「航空身体検査」とは、操縦士等に対する医学的適性検査をいう。
 - (2) 「航空業務」とは、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「技能証明訓令」という。)第2条に規定する

航空機(以下この号において「航空機」という。) に乗り込んで又は乗り組まないで行う同条第1号の業務及び航空機に乗り組んで行う同条第2号から第5号までの業務(次号において「操縦等」という。) 並びに航空交通管制業務をいう。

(3) 「操縦士等」とは、航空業務に従事する隊員、航空業務に従事していない隊員で操縦等に関する航空従事者技能証明を有するもの及び航空業務に関する習得を命ぜられた隊員をいう。

(航空身体検査の種類及び合格基準)

- 第3条 航空身体検査の種類は、検査甲及び検査乙とする。
- 2 航空身体検査の合格基準は、別表のとおりとする。
- 3 検査乙については、別表の規定の一部に適合しない者のうち、その者の経験及び 能力を考慮して、航空業務に支障を生じないと防衛大臣が認めるものは、同表の規 定にかかわらず検査の合格基準に適合するものとみなす。この場合において、防衛 大臣は、必要があると認めるときは、当該者が新たに航空身体検査を受ける場合は、 当該者に対し、同表の規定の一部に適合しない原因となつた傷病の症状(次項にお いて「症状」という。)の検査等を受けるべきこと等を指示することができる。
- 4 前項の規定により検査の合格基準に適合するものとみなされた者は、新たに航空 身体検査を受ける場合であつて、次に掲げるときは、当該適合しない別表の規定の 一部に適合するものとみなす。
 - (1) 前項の規定により防衛大臣が認めるに際して症状が固定しているとされたとき。
 - (2) 前項の規定による防衛大臣の指示に基づく検査等の結果、症状が安定していると認められるとき。

(航空身体検査審査会への諮問)

第3条の2 防衛大臣は、前条第3項に掲げる事項その他航空身体検査の合格基準に 関し防衛大臣が必要と認める事項について、航空身体検査審査会に諮問するものと する。

(航空身体検査審査会)

- 第3条の3 前条の規定による防衛大臣の諮問に応ずるため、防衛省に航空身体検査 審査会を置く。
- 2 航空身体検査審査会は、衛生監、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官、航空幕僚監部首席衛生官、航空医学実験隊司令その他防衛大臣の指定する者をもつて構成する。
- 3 航空身体検査審査会は、衛生監が招集し主宰する。
- 4 前各号に定めるもののほか、航空身体検査審査会の運営等に必要な事項は衛生監が定める。

(合格証明)

第4条 航空身体検査に合格した者(第3条第3項に規定する者を含む。) に対して は、合格証明を与えるものとする。

- 2 合格証明の有効期間は、合格証明を与えられた日から14筒月とする。ただし、合格証明の有効期間中に新たに航空身体検査を行った場合には、従前の合格証明は航空身体検査の際にその効力を失う。
- 3 操縦士等が心身の故障により航空業務に従事することができないと医師又は歯科 医師が認めた場合は、その者の合格証明は、その効力を停止するものとし、その者 の航空業務に従事できない期間が3箇月以上にわたるときはその効力を失い、3箇 月未満であるときは航空業務の支障となるべき心身の故障が消滅し、かつ、航空業 務に従事してさしつかえない旨を隊員である医師又は歯科医師が証明したときに限 り、その効力を復するものとする。
- 4 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第45条の2第1項の規定により採用され、又は同条第2項の規定により任期を更新された隊員に対し、その採用され、又は任期を更新された日(以下「再任用等の日」という。)前に与えられた合格証明については、再任用等の日以後においても、なおその効力を有するものとする。 (検査甲)
- **第5条** 検査甲は、隊員から操縦士等になるべき者を選抜する際に行うほか、必要に 応じ、それらの者が初めて操縦士等になる際に行う。
- 2 検査甲の合格証明を有する者でなければ新たに操縦士等になることができない。 (検査乙)
- 第6条 検査乙は、操縦士等(検査乙の合格証明を有する者を除く。)が航空業務に係る課程が設置されている部隊又は学校に入る際に行うほか、定期に及び必要に応じて臨時に行う。
- 2 検査乙の合格証明を有する者でなければ航空業務に従事してはならない。 (航空事故発生時の検査)
- 第7条 操縦士等が、航空事故調査及び報告等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第35号)第2条に定める航空事故の発生に際し、当該事故機に搭乗し、若しくは乗り組まないで行う当該事故機に係る航空業務に従事し、又は当該事故機に対する航空交通管制業務に従事していた場合(当該操縦士等が事故の発生に関係がないことが明かである場合を除く。)には、当該操縦士等に対して直ちに検査乙を行うものとする。

(航空身体検査の実施及び判定)

(報告)

- 第8条 航空身体検査の実施は、隊員である医師及び歯科医師が担当するものとする。 ただし、航空身体検査の一部を隊員以外の医師若しくは歯科医師又は部外の医療機 関に委託することができる。
- 2 航空身体検査の合否の判定は、航空医学に関する知識を有する隊員である医師で 防衛大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長等」とい う。)が指定するものが行うものとする。

第9条 幕僚長等は、毎年5月末日までに前年度中に実施した航空身体検査について、 検査の種類ごとに検査対象別の合格者及び不合格者の数並びに不合格者の不合格理 由別の数その他参考となるべき事項を防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

第10条 この訓令に定めるもののほか、航空身体検査の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

附則

- 1 この訓令は、昭和33年1月6日から施行する。
- 2 当分の間、次に掲げる者の第4条第2項及び第6条第3項の規定の適用については、第4条第2項中「14箇月」とあるのは「17箇月」と、第6条第3項中「7 箇月」とあるのは「10箇月」とすることができる。
 - (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するため、航空身体検査を有効期間内に受けることが困難である者
 - (2) 航空身体検査を実施する医師又は歯科医師である隊員が平成23年東北地方太 平洋沖地震による災害に対応していることを理由として、航空身体検査を有効期 間内に受けることができない者

附 則 (昭和46年6月23日庁訓第29号)

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月16日庁訓第24号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和54年4月11日から施行する。

附 則(昭和54年6月22日庁訓第29号)

この訓令は、昭和54年6月22日から施行する。

附 則(昭和57年11月30日庁訓第27号)

この訓令は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(平成5年4月13日庁訓第38号)

この訓令は、平成5年4月13日から施行する。

附 則(平成11年3月31日庁訓第25号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月5日庁訓第46号)

- 1 この訓令は、平成14年4月5日から施行する。 附 則 (平成16年8月13日庁訓第67号)
- 1 この訓令は、平成16年8月13日から施行する。
- 2 平成16年度に実施する幹部候補者たる自衛官の任用に関する訓令(昭和33年防衛 庁訓令第63号)第3条第2項に規定する一般幹部候補生試験として航空機操縦者を

志望する者について行う身体検査及び航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令 (昭和37年防衛庁訓令第28号)第2条第1項に規定する航空学生試験として行う身体検査の基準(自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第14号)第4条第4号に定める基準をいう。)については、この訓令による改正後の航空身体検査に関する訓令第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年7月28日庁訓第83号)

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを 修正した上使用することができる。

附 則(平成19年1月5日庁訓第1号)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成20年8月28日省訓第46号)

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日省訓第6号)

この訓令は、平成23年3月24日から施行する。

附 則(平成26年1月24日省訓第1号)

この訓令は、平成26年1月24日から施行する。

附 則(平成28年3月28日省訓令第15号)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以前に行われた採用試験を受けた者が入隊する場合の身体検 査の基準については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月15日省訓令第9号)

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年3月29日省訓令第34号)

この訓令は、令和4年3月31日から施行する。

航空身体検査合格基準

本表(付表を含む。以下同じ。)に掲げる合格基準は、次の区分に従つてそれぞれ当該区分に示す検査に適用する。

(1) 区分を示さないもの 検査甲及び検査乙

(2) [甲] 検査甲

(3) [甲操] 操縦要員 (無操縦者航空機 (操縦者が乗り組まないで飛

行することができる装置を有する航空機をいう。以下同

じ。)に係るものを除く。)に対する検査甲

(4) [甲航] 操縦要員以外の者に対する検査甲

(5) [甲地] 無操縦者航空機の操縦要員に対する検査甲

(6) [乙] 検査乙

(7) [乙操] 操縦員及び操縦要員 (それぞれ無操縦者航空機に係るも

のを除く。) に対する検査乙

(8) [乙航] 操縦員及び操縦要員以外の者に対する検査乙

(9) 「乙地 無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員に対する検査乙

(10) 「操] 操縦員及び操縦要員 (それぞれ無操縦者航空機に係るも

のを除く。) に対する検査甲及び検査乙

(11) 「航] 操縦員及び操縦要員以外の者に対する検査甲及び検査乙

(12) [地] 無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員に対する検査甲及

び検査乙

本表において、「操縦員」とは、技能証明訓令第2条第1号の業務に関する航空 従事者技能証明を有するものをいい、「操縦要員」とは、操縦員になるべき隊員を いう。

				合	格	基	準			
					甲			乙		
検	查	項	目	甲操	甲航	甲地	乙操	乙航	乙地	
1	身		長	158cm以上	男子155	cm以上				
				190cm以下	女子150	cm以上				
2	胸		囲	付表	付表第1による					
3	体		重		 付表第1による					
4	呼	吸 機	能	肺活量は、	男子3000m	i1以上、女	文子2400m1	以上で呼吸	及機能に異	
				常がないこ	と					
5	ш.		圧	坐位で5分	間以上の	安静後、	坐位で5	分間以上の	つ安静後、	

6 脈 拍7 起立耐性	収縮期血圧140mmHg未満100収縮期血圧150mmHg未満100mmHg以上、拡張期血圧90mmHg未満、50mmHg以上、拡張期血圧90mmHg未満、50mmHg以上(35歳以上の者で航空業務に支障をきたすおそれのある疾患がないものにあつては、拡張期血圧で100mmHg未満 50mmHg以上)安静臥位で1分間に100以下臥位で5分間以上安静後、起立させて2分後の脈拍及び血圧がそれぞれ次のとおりであること。脈拍 1分間 120以下 収縮期血圧 90mmHg以上 拡張期血圧 50mmHg以上						
8 視 力	各側とも次						
(1) 遠距離視力			各眼(0.		0.05		
					1)かつ両	
	ただし、 裸眼視力	」ににし ・ ・ 航空交			ただし 航空交	限(1.0)	
	0.2未満の		0)		通管制		
	者にあつ				業務を		
	ては、				行う者		
	-6.0ヂオ	i			にあつ		
	プトリ~+				ては各		
		つ両眼			眼(0.7)		
	トリを超 ない屈折	で(1.0)			かつ両 眼で		
	のレンズ				(1. 0)		
	(1.0)						
(2) 中距離視力	(0.2)	(0.2)	/	(0.2)	(0.2)	/	
(航空交通管		ただし	, ,		ただし	/	
制業務及び空		、航空	/		、航空	/	
中輸送(特別		交通管	/		交通管	/	
輸送)業務を 行う者は除く		制業務及び空	/		制業務及び空	/	
。)		中輸送	/		中輸送	/	
0 /		(特別	/		(特別	/	
		輸送)	/		輸送)	/	
		業務を	/		業務を	/	
		行う者	į		行う者	/	
		は除く	<i>,</i>		は除く	/	
(3) 近距離視力	(1.0)	°(0.5)	(0.5)	(1.0)	(0.5)	(0.5)	

				備考 1. ()内は矯正視力を示す。 2. 矯正視力により検査甲を受ける場合においては、遠距離視力、中距離視力及び近距離視力について、屈折度が同一な単焦点と。また、遠距側見ないでで、遠距離視力ができるとのよう場合にないの視力との者であれの視力とのを使用しないより特権を行う場合は、航空交通管制業がでは、当時により検査をでは、航空では、監験をでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
9	斜		位	マドックス法で次表の基準以マドックス法で次表の基準以
				下であること。 内斜位 10プリズムヂオプ 内斜位 10プリズムヂオプ トリ トリ
				外斜位 6プリズムヂオプ 外斜位 6プリズムヂオプ トリ
				上斜位 1.5プリズムヂオ 上斜位 1.5プリズムヂオ プトリ
				これり これり これり ただし、両眼視機能に異常が
				なく、航空業務に支障がない
				と認められるものを除く。
10		奏 近		100mm以下であること
11		求 運		眼球運動が正常であること
12	色		<u>覚</u>	正常であること
13	深	視	力	深径覚検査器、卓上型(三かん法)により2.5mの距離で3回
				検査し、その平均誤差が20mm以下であること。
				又はパワード・ドルマン深径覚計で5回試行し、その平均誤
	7177		шэ	差が30mm以内であること。
14	視		野	ペリメーターで下図の範囲以上の視野を有し、かつ、病的暗した。ちょちしないこと
				点を有しないこと。 (上)
				39°
				44° \ 53°
				a T
l				

15	/-	目目			側	45°,		55° (下)	80° (担) (65°
15 16		間視	<u>力</u> 力	· ·			満の	場所	あること で各耳についての聴力損失又は ないこと。 次のいずれかに該当するもの
				周波数 (ヘルツ)	500	1000	2000	3000	イ)
				聴力損失 (dB)	15	15	15	20	周波数 500 1000 2000 3000
				聴力レベル (dB)	25	25	25	25	聴力損失 25 25 40 (dB)
				〔甲航・	甲地]]	T		聴力レベル 35 35 35 50 dB)
				周波数 (ヘルツ)	500	1000	2000	3000	L
				聴力損失 (dB)	20	20	20	25	部 屋で後方2メートルの距離から発
				聴力レベル (dB)	30	30	30	30	せられた通常の強さの会話を両 耳で正しく聴取でき、航空業務 に支障がないと認められるもの
17	心	電	図	付表第2ないこと	の 8	に示う	上疾患	等の	35歳以上の者にあつては付表 第2の8に示す疾患等がない こと
18	疾	患	等	付表第2	に示	す不合		長患等	のいずれもないこと
19	総		合	航空業務	に支	障をき	きたす	⁻ おそ	れのある心身の欠陥がなく、か しうる体力を有すると認められ

付表第1

胸囲及び体重基準

図分			胸囲				体重		
						下限	上限		
躼		甲操	甲航•甲地			操(甲·乙) 航(甲·乙)			
		野 •好	野	好	野•好	野	好	野	好
	am	am IXI	cm/LL	cmUL b	ke/J.L	kel/LH	kel/J.L	k z 杉 満	ke未満
150.0~	ļ	-	_	74.5	-	-	43	-	58
152.0~		_	_	75	_	_	43.5	_	59.5
155.0~		_	77	75.5	_	47	44	69	62
158.0~		77.5	77.5	76	50	47.5	44.5	71.5	64.5
161.0~		78.5	78.5	76.5	50	48	45	74	67
164.0~		79	79	76.5	50	49	46	76.5	69.5
167.0~		80	80	77	51.5	50	47.5	79	72
170.0~		80.5	80.5	77.5	53	52	49	81.5	74.5
173.0~		81.5	81.5	78	54.5	54	51	84	77
176.0~		82	82	78.5	56	56	53	86.5	79.5
179.0~		83	83	79	58	58	55	89	82
182.0~		84	84	79.5	60	60	57	91.5	85
185.0~		84.5	84.5	80	62	62	59	94	88
188.0~		85.5	85.5	80.5	64	64	61	96.5	91
191.0~		_	86	81	_	66	63	99	94

- 備考 (1) 表中体重の上限の欄は、航空交通管制業務に従事する者並びに無操 縦者航空機の操縦員及び操縦要員には適用しない。
 - (2) 検査乙にあつては、支障となる疾病が認められない限り体重に関して本表の基準の10パーセント以内を緩和できる。

	区	5	च		不	合	格	疾	患	等	
共	通	事	項	1 航空業	務の実	施に支	障がる	あると詞	忍められ	れる疾患	以は機能
				障害							
				2 航空業	務によ	り悪化	するは	さそれか	ぶある独	 焦天は	機能障害
1	全	身状	態	1 頭部、	顔面、	頚部、	躯幹	又は四胞	支に変え	形、奇形	纟、欠損又
				は機能障	害があ	るもの	(航空	空業務に	こ支障だ	がないと	:認められ
				るものを	除く。)					
				2 原因不	明の頭	痛、発	熱、	めまい、	腹痛、	、浮腫等	その症状が かんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅ かんしゅ かんしゅ しゅん しゅん しゅん しゅん しゃ かんしゅ しゅん しゅん しゅん しゅん しゃ
				持続又は	頻回に	再発す	るもの	の(航空	空業務(こ支障が	ばないと認
				められる	ものを	·除く。)				
				3 航空装	具の着	用を妨	げるも	50			
				4 過度の	肥満((航空業	務に	支障がな	ないと	認められ	しるものを
				除く。)							
				5 全身の	衰弱((航空業	務にこ	支障がな	ないと	認められ	しるものを
				除く。)							
				6 睡眠時	無呼吸	症候群	又はる	その疑り	いがある	るもの	
				〔乙〕治	療によ	り症状	等がi	適切に管	管理され	れ、航空	産業務に支
				障	がない	と認め	られる	るものを	を除く。)	
2	感	染症】	及び	1 感染症	又はそ	の疑い	がある	ろもの			
	寄生	虫症		2 難治性	の慢性	感染症	(航台	空業務は	こ支障だ	がないと	:認められ
				るものを	除く。)					
									ちの (#	航空業務	5に支障が
				ないと認							
3	新	生	物			はその					
				, , , –		, ,	- •				航空業務
						ないと			,		
					, .	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	'	,	り(航台	空業務に	支障がな
				いと認め					→ .1. (* tota d. 1 NIC → 1.
4		分泌、									自管制業務 (不見)。
		び代記	射障								世要員にあ
	害			•			•	より、月	九空業	勝に支障	重がないと
				認められ				<i>></i> ?	0 v/	 	\.i. \ -
				2 甲状腺	疾患 (術後及	びア〜	イソトー	ーブ治療	寮後を含	む。)で

治療を必要とするもの

- 〔乙〕ホルモン補充療法中で、薬剤の用法用量が一定した 後、甲状腺機能が安定し、航空業務に支障がない と認められるものを除く。
- 下垂体又は副腎疾患
- 4 高尿酸血症(痛風を含む。)
 - 〔乙〕薬剤の投与により合併症がなく、血中尿酸値が適切 に管理され、航空業務に支障がないと認められる ものを除く。
- 5 脂質異常症
 - [乙] 薬剤の投与により合併症がなく、血中脂質値が適切 に管理され、航空業務に支障がないと認められる ものを除く。
- 6 その他重大な内分泌代謝疾患
- 7 〔甲〕再発のおそれがある内分泌代謝疾患の既往歴
- 血液及び造 1

血器の疾患並 2

の障害

- 貧血
- 出血傾向を示す疾患
- びに免疫機構 3 白血病又は他の進行性の細網内皮系の疾患
 - 4 重大な脾腫
 - 5 その他の血液、造血臓器等の疾患で、航空業務に支障が あるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの
 - 6 航空業務に支障があると認められるアレルギー疾患
 - 7 リウマチ性疾患、膠原病等の自己免疫疾患(その疑いを 含む。) 又は免疫不全症(航空業務に支障がないと認めら れるものを除く。)

〔甲〕上記の既往歴

部の疾患

- 6 気管及び胸 1 気管支拡張症、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、肺水 腫、膿胸、肺サルコイドーシス、塵肺、間質性肺炎、そ の他の活動性の肺疾患
 - 2 胸膜の疾患(航空業務に支障がないと認められるものを 除く。)
 - 3 気管支喘息
 - 〔甲〕気管支喘息の既往歴(12歳までに治癒した小児喘息 の既往歴は除く。)

- [乙] 吸入ステロイド剤のみの投与により合併症がなく、 一定期間発作を認めず、航空業務に支障がないと 認められるものを除く。
- 4 肺結核症(石灰化巣、瘢痕形成等により治癒し、かつ、 再発のおそれがないと認められるものを除く。)
- 5 横隔膜の著しい挙上又は機能障害で、呼吸機能検査で異 常が認められるもの
- 6 特発性気胸又はその既往歴があるもの
 - [乙] 再発のおそれがないことが認められたもので、肺機能に異常がないものを除く。
- 7 嚢胞性肺疾患(航空業務に支障がないと認められるもの を除く。)
- 8 乳腺疾患(航空業務に支障がないと認められるものを除く。)
- 9 その他の呼吸機能障害を伴う疾患で、航空業務に支障があるもの。
- 10 その他胸壁、縦隔若しくは胸部内臓の疾患若しくはその既往症で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの

7 胸部手術

- 1 開胸術後 6 か月以内のもの(開胸術後 3 か月以上経過 し、呼吸機能及び胸郭の運動機能が正常であると認めら れるものを除く。)
- 2 〔甲操〕開胸術の既往歴
- 3 その他肺若しくは胸部の手術若しくは損傷によつて、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するお それがあるもの

8 循環器系

(1) 血 圧

圧 1 高血圧症(降圧剤の投与により合併症がなく、血圧が適切に管理され、航空業務に支障がないと認められるものを除く。)

〔甲操〕降圧剤を服用している者又は服用の既往歴がある者

2 自覚症状を伴う起立性低血圧症(航空業務に支障がないと認められるものを除く。)

- (2) 心疾患 1 重大な先天性心疾患
 - 2 心筋障害及び冠動脈障害(心筋梗塞及び狭心症の既往歴 を含む。)
 - 3 心不全を呈する全ての疾患又はその既往歴
 - 4 重大な心膜(心内膜又は心外膜)の疾患
 - リウマチ性心疾患又はその既往歴 5
 - 6 その他の心疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空 業務により悪化するおそれがあるもの
- 調律異常
- (3) 脈拍及び|重大な刺激生成又は興奮伝導の異常(航空業務に支障がない と認められるものを除く。)
- (4) 脈管障害
- 1 動脈瘤又は重大な静脈瘤で、循環不全をきたすおそれ があるもの
- 2 その他の動脈若しくは静脈の疾患で、航空業務に支障が あるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの
- 腹部及び消 化器系の疾患
- (1) 腹壁、横 1

腹膜疾患又はその疑いがあるもの

腹壁の機能障害を伴う創傷、瘢痕又は瘻孔

隔膜及び腹 2

膜の疾患

- 鼠径ヘルニア又は大腿ヘルニア 3
- 症状のある横隔膜ヘルニア 4
- 腹壁ヘルニア 5
- (2) 消化管の 1 疾患
- 胃潰瘍又は十二指腸潰瘍(自覚症状及び合併症がなく、 航空業務に支障がないと認められるものを除く。)
 - 2 〔甲操〕胃潰瘍又は十二指腸潰瘍
 - 3 その他の消化器疾患で、消化管の通過障害若しくは栄養 障害により、航空業務に支障があるもの又は航空業務に より悪化するおそれがあるもの
 - 4 難治性肛門部膿瘍、瘻孔、高度の痔核、脱肛等の直腸肛 門疾患(航空業務に支障がないと認められるものを除く _)
 - 5 [甲操] 直腸若しくは肛門の狭窄、膿瘍又は瘻孔
- (3) 肝胆膵の 1 膵炎

疾患

2 胆石症、その他の胆嚢又は胆道の疾患 〔乙〕無症状で経過している胆嚢内の単一大結石(短径が 1 cm以上のもの。) で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。

- 3 急性肝炎、重大な肝機能障害のある慢性肝炎又は肝硬変
- (4) 腹部手術
- 1 〔甲操〕開腹手術の既往歴(腸管癒着症状を残さないよう な虫垂切除及び試験開腹を除く。)
- 2 虫垂切除手術後2週間以内のもの又は術後合併症を有しているもの
- 3 ヘルニア縫合術後1か月以内のもの
- 4 胃切除術後3か月以内のもの、術後合併症を有している もの又は術後後遺症があるもの
- 5 その他胆嚢、腸等の手術後で、3か月以内のもの又は術 後後遺症のあるもの
 - [乙] 腹腔鏡を用いた胆嚢手術後1か月以上経過し、術後 合併症がなく、航空業務に支障がないと認められる ものを除く。
- (5) その他

その他の腹部、消化器系及び腹膜の機能障害又は疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの

10 精神及び行 動の障害

- 10 精神及び行 1 症状性を含む器質性精神障害
 - 2 精神作用物質使用による精神又は行動の障害(アルコール依存を含む)
 - 3 統合失調症、統合失調型障害又は妄想性障害
 - 4 気分(感情)障害
 - 5 神経症性障害、ストレス関連障害又は身体表現性障害
 - 6 生理的障害又は身体的要因に関連した行動症候群
 - 7 成人の人格又は行動の障害
 - 8 知的障害 (精神遅滞)
 - 9 心理的発達の障害
 - 10 行動又は情緒の障害
 - 11 上記疾患の既往歴又はその疑いがあるもの
 - [乙] 神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害、生理的障害又は身体的要因に関連した行動症候群の既往歴で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。

|11 神経系の疾 患

- 害等
- (1) てんかん 1 てんかん性疾患 (明白な発作は起こつていない場合であ 及び意識障 つても、てんかん性障害の疑いがあるものを含む。)
 - 2 重大な突発性の意識障害又はけいれん発作
 - 3 1又は2の既往歴(小児期における一過性のひきつけ、 脳貧血様発作、失神発作等の既往歴で航空業務に支障がな いと認められるものを除く。)
- (2) 頭部外傷
- 1 脳震盪、脳挫傷、頭蓋内出血、頭蓋骨折等、頭部外傷の 既往歴(航空業務に支障がないと認められるものを除く。)
- 2 外傷性高次脳機能障害又は顕著な性格変化を示している \$ O
- 3 その他の重大な頭部外傷の既往歴又は後遺症
- 系統の障害
- (3) 中枢神経 1 中枢神経系の炎症、循環障害、中毒、代謝障害、腫瘍、 皮質形成不全又は変性疾患(航空業務に支障がないと認め られるものを除く。)

「甲」上記疾患の既往歴又は中枢神経系の手術の既往歴

- 2 その他の中枢神経系統の重大な障害又はこれらの既往歴
- (4) 末梢神経 1 〔甲〕再発のおそれがある坐骨神経痛の既往歴

の障害

- 系統及び自2 反復する神経痛発作
- 律神経系統 3 その他の重大な未梢神経系統若しくは自律神経系の障害 で、航空業務に支障があるもの又は航空業務により悪化 するおそれがあるもの
- 患等
- 12 運動器の疾 1 骨、筋肉、腱、神経又は関節の重大な疾患
 - 2 骨、筋肉、腱、神経又は関節の外傷(航空業務に支障が ないと認められるものを除く。)
 - 1又は2の後遺症による重大な運動機能障害(四肢体幹 に持続又は反復する疼痛を含む。)
 - 4 反復性関節脱臼
 - 〔乙〕反復性関節脱臼の完治後、運動機能等に異常がなく 、航空業務に支障がないものを除く。
 - 5 高度の側湾症又は後湾症
 - 脊柱の骨折又は脱臼 6

- 7 その他の脊椎疾患
- 8 反復する背腰痛症
- 9 [甲操] 上記諸疾患のうち6、7又は8の既往歴
- 10 人工関節置換の手術歴(航空業務に支障がないと認め られるものを除く。)

〔甲操〕上記の手術歴を有するもの

11 その他の運動器の疾患で、航空業務に支障があるもの 又は航空業務により悪化するおそれがあるもの

系の疾患等

- 13 泌尿生殖器 1 持続し、又は頻発する蛋白尿があり、尿沈渣に活動性の 腎実質障害を認めるもの
 - 肉眼的血尿又は頻発する顕微鏡的血尿
 - 3 急性腎炎又は進行性の慢性腎炎
 - 4 ネフローゼ症候群を呈する腎疾患
 - 5 嚢胞性腎疾患(航空業務に支障がないと認められるもの を除く。)
 - 6 高度の遊走腎
 - 7 陰嚢水腫、精索水腫又は精索静脈瘤(航空業務に支障 がないと認められるものを除く。)
 - 8 前立腺疾患(航空業務に支障がないと認められるものを 除く。)
 - 9 泌尿生殖器系の狭窄、圧迫若しくは結石で、航空業務に 支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれがあ るもの
 - 10 両側の停留睾丸
 - 精神症状又は著しい疼痛を伴う月経障害又は子宮内膜 1 1 症
 - 12 卵巣、子宮又は子宮付属器の炎症
 - 13 妊娠中のもの(航空交通管制業務(地上勤務に限る。
 -)を行う者並びに無操縦者航空機の操縦員及び操縦要員 で、航空業務に支障がないと認められるものを除く。)
 - 14 泌尿生殖器系の手術の既往歴(航空業務に支障がない と認められるものを除く。)
 - 15 その他の泌尿生殖器系の重大な疾患、後遺症若しくは 腎機能障害で、航空業務に支障があるもの又は航空業務

により悪化するおそれがあるもの

14 視器の疾患

- (1) 外眼部又 1 は眼球付属 2 器の疾患
- 睫毛乱生症
 - 眼球を外気曝露により十分に保護し得ない眼瞼の奇形又 は変形
 - 3 慢性限瞼炎(航空業務に支障がないと認められるものを 除く。)
 - 4 眼瞼痙攣(航空業務に支障がないと認められるものを除 < 。)
 - 5 視機能を妨げる眼瞼下垂
 - 6 眼瞼内反又は外反
 - 兎眼 (瘢痕性兎眼を含む。)
 - 8 涙嚢炎
 - 9 結膜炎(航空業務に支障がないと認められるものを除く 。)
 - 10 結膜乾燥症
 - 視機能に支障を及ぼす翼状片 1 1
 - 12 角膜炎
 - 13 角膜潰瘍又は反復する角膜潰瘍の既往歴
 - 14 視機能を妨げる角膜パンヌス又は混濁
 - 15 角膜変性
 - 16 視器の腫瘍(良性腫瘍で、航空業務に支障がないと認 められるものを除く。)
 - 17 強度の眼球突出
 - 18 眼球震盪
 - 19 斜視又は複視
 - 20 小角膜
 - 2 1 流淚症
 - 22 その他の外眼部若しくは眼球付属器の疾患等の既往歴 若しくは手術歴(レーザー治療を含む。)で、航空業務 に支障があるもの又は航空業務により悪化するおそれが あるもの

(2)緑 内 障 緑内障

〔乙〕点眼薬の投与により眼圧が正常範囲内にコントロー

ルされ、視野異常がなく、航空業務に支障がないと 認められるものを除く。

(3) 前眼部、 中間透光体 2 、眼底及び 3

視路の疾患

- 網膜剥離又はその既往歴 1
 - 網膜色素変性症又は無色素性網膜変性症
 - 網膜炎又は網膜脈絡膜炎(症状が固定し、再発のおそれ がなく、視機能を妨げないものを除く。)
 - 4 視神経炎又は球後神経炎の既往歴(治癒し、再発のおそ れがなく、視機能を妨げないものを除く。)
 - 5 視神経萎縮
 - 6 うつ血乳頭
 - 無水晶体眼(眼内人工水晶体挿入を含む。)
 - 8 水晶体偏位
 - 9 視機能を妨げる白内障(水晶体の混濁)
 - 10 正常瞳孔反射の喪失(異常瞳孔反射)
 - 11 残存する眼内異物
 - 12 その他の前眼部、中間透光体、眼底若しくは視路の疾 患、先天異常若しくは機能不全の既往歴若しくは手術歴 (レーザー治療を含む。)で、航空業務に支障があるも の又は航空業務により悪化するおそれがあるもの

(4) 眼精疲労 強度の眼精疲労 (航空業務に支障がないと認められるものを 除く。)

15 聴器及び平 衡器の疾患

- 患
- (1) 外耳の疾 1 外耳炎、耳痛又は外耳道湿疹(航空業務に支障がないと 認められるものを除く。)
 - 2 〔甲操〕鼓膜の通視できないもの
- 患
- (2) 中耳の疾 1 鼓膜発赤、耳痛等の活動性病変のあるもの
 - 2 鼓膜の障害(航空業務に支障がないと認められるものを 除く。)
 - 3 「甲操」鼓膜穿孔又はその手術後4か月以内のもの
 - 4 中耳炎(航空業務に支障がないと認められるものを除く 。)
 - 5 中耳真珠腫
 - 耳管狭窄症(急性症状で一時的なものを除く。) 6

- (3) 内耳及び 1 メニエール病

- 平衡機能障 2 「甲操」メニエール病の既往歴又はその疑いのあるもの
- 害の疾患
- 内耳炎 3
- 4 瘻孔症状のあるもの
- 眩暈症又はその反復する既往歴 5
- 6 平衡機能障害
- 7 重症で反復する動揺病
- 8 「甲操」強度の動揺病の既往歴
- 9 病的眼振を伴う疾患
- (4) その他
- 1 中耳又は内耳の手術の既往歴(航空業務に支障がないと 認められるものを除く。)
- 2 その他の外耳、中耳(乳様突起を含む。) 若しくは内耳 の疾患で、航空業務に支障があるもの又は航空業務によ り悪化するおそれがあるもの

16 鼻及び咽喉 頭の疾患

- - 鼻腔の疾患
- (1) 鼻腔、副 1 慢性副鼻腔炎
 - [乙] 治療により症状等が適切に管理され、航空業務に支 障がないと認められるものを除く。
 - 2 無臭症又は異臭症
 - 3 反復する鼻出血
 - 4 強度の鼻アレルギー、慢性鼻炎 (萎縮性鼻炎、壊死性鼻 炎、肥厚性鼻炎及び血管性鼻炎)
 - 5 強度の鼻中隔湾曲症及び鼻中隔穿孔
- 疾患
- (2) 咽喉頭の 1 口蓋の潰瘍、穿孔若しくは欠損(広範囲のものに限る。
 -)又は軟口蓋の麻痺若しくは癒着(航空業務に支障がな いと認められるものを除く。)
 - 2 習慣性扁桃炎、慢性咽頭側索炎等の咽喉の慢性炎症性疾 患
 - 「乙」治療により症状等が適切に管理され、航空業務に支 障がないと認められるものを除く。
 - 3 嚥下障害をきたす口蓋扁桃肥大
 - 4 喉頭の炎症、ポリープ、肉芽腫又は潰瘍(航空業務に支 障がないと認められるものを除く。)

	(3)	鼻及び咽	1	慢性の鼻閉塞又は口呼吸をする全ての疾患
	喉頭の機能			で音又は著しい発声障害(構音障害を含む。)
	障害			声带麻痺
			4	嚥下障害を伴う疾患で、航空業務に支障があるもの
	(4)	その他	その	つ他の鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭の疾患で、航空業務に支障
			がま	あるもの又は航空業務により悪化するおそれがあるもの
17	7 [1腔及び歯	1	著しい不正咬合、歯の欠損、口腔周辺軟部組織の障害
	の疫	き患	套	等により、そしやく又は発声に著しい障害をきたすもの
			2	歯、顎骨又は口腔周辺軟部組織の疾患等により著しい疼
			折	畜を伴うことで、航空業務に支障があるもの又は航空業
			矛	客により悪化するおそれがあるもの